

平成25年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成25年7月10日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成25年7月10日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第42号 尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 4 議案第43号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第44号 尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第45号 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第46号 尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第47号 平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について
(提案説明、審議留保)

出席議員(13名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 真井紀夫議員 | 2番 内山花静議員 |
| 3番 中平隆夫議員 | 4番 田中勲議員 |
| 5番 小川公明議員 | 6番 濱中佳芳子議員 |
| 7番 三鬼和昭議員 | 8番 南靖久議員 |
| 9番 榎本隆吉議員 | 10番 高村泰徳議員 |
| 11番 奥田尚佳議員 | 12番 三鬼孝之議員 |
| 13番 村田幸隆議員 | |

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
会計管理者兼出納室長	大 倉 令 資 君
市 長 公 室 長	奥 村 英 仁 君
総 務 課 長	大 川 一 文 君
財 政 課 長	上 田 敏 博 君
防 災 危 機 管 理 室 長	大 和 勝 浩 君
税 務 課 長	中 森 將 人 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	南 進 君
福 祉 保 健 課 長	下 村 新 吾 君
環 境 課 長	野 田 耕 史 君
商 工 観 光 推 進 課 長	佐 野 憲 司 君
魚 ま ち 推 進 課 長	内 山 洋 輔 君
木 の ま ち 推 進 課 長	小 倉 宏 之 君
建 設 課 長	更 谷 哲 也 君
水 道 部 長	浜 田 一 志 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乗 正 君
尾鷲総合病院総務課長	和 田 恭 典 君
尾鷲総合病院医事課長	尾 崎 八 重 子 君
教 育 委 員 長	平 山 豊 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	川 端 直 之 君
教育委員会生涯学習課長	川 口 清 君
教育委員会学校教育担当調整監	五 味 勝 哉 君
監 査 委 員	桑 原 紘 市 君
監 査 委 員 事 務 局 長	湯 浅 富 士 雄 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
議 事 ・ 調 査 係 長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

〔開会 午前 9時59分〕

議長（高村泰徳議員） おはようございます。

これより平成25年第2回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成25年第2回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、「尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を初めとする議案6件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高村泰徳議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番、中平隆夫議員、4番、田中勲議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から7月29日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月29日までの20日間と決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

尾鷲市議会委員会条例第2条第1項では、議長は議会の同意を得て、常任委員

を辞任することができる旨規定されております。本規定に基づき、私、高村泰徳は総務産業常任委員を辞任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。したがいまして、私は総務産業常任委員を辞任することに決しました。

次に、日程第3、議案第42号「尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」から日程第8、議案第47号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」までの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) 平成25年第2回定例会の開会に当たり、議案についての御説明に先立ちまして、2期目にかける私の思いや当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、私はこのたびの市長選挙におきまして、皆様に御支持をいただき、引き続き市長の重責を担わせていただくことになりました。市民の皆様からの大きな期待や御批判を思いますと、改めてその責任の重さを感じ、肝に銘じて2期目も頑張っていかなければならないと思っています。

これからは、これからの地ごしらえから羽ばたきへと進化させていくため、熱い思いを持って引き続き市政に取り組んでまいるとともに、平成24年度からスタートした第6次尾鷲市総合計画の将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向けて、今後4年間のまちづくりを精いっぱい努力を重ねて進めてまいります。

次に、私の思いの柱となる主なものについて申し上げます。

私は、防災、健康、医療を含めた命のまちづくりをスローガンとして、まちづくり、産業づくり、おわせ人づくりを柱とした考えを市民の皆様へ訴えました。

命のまちづくりは、当然ながら市民の命を守るための施策が重要であります。中でも、防災対策を最優先にと考えており、ソフト対策の充実とハード対策を推進するとともに、他の施策との連携、強調をより図る所存であります。また、次代を担う子供たちの命を守る小中学校などの耐震化整備を初め、津波浸水予想区

域に立地する保育所の移転整備を進めてまいります。

命を育む健康につきましては、予防接種や保健指導などの予防医療の充実のほか、市民の皆様がいつまでも元気で生き生きとした活動を続けていただくためにも、健康教室やウォーキングなどの事業にも力を入れてまいります。

また、安心安全な生活の確保は、医療の充実によるところが大きいです。引き続き、尾鷲総合病院の365日24時間の救急医療体制を堅持しつつ、地元医師会などの協力を得ながら、みんなが支え合う参加型の病院を目指し、命を守るための地域医療の充実を行ってまいります。

次に、命の糧となる産業づくりにつきましては、地場産業の林業や水産業を初めとする既存産業の振興はもとより、食を中心とした取り組みにも力を注ぎ、地域資源を生かした尾鷲市らしい産業づくりを進め、6次産業化や農商工等連携を図りながら、魚や木のまちを全国に情報発信するとともに、尾鷲ブランドづくりに努めてまいります。

次に、それぞれのまちづくりの基本となる、おわせ人づくり及び教育であります。

命のまちづくりを進める中で、主役は人であることから、次代を担う、地域を支える、産業を支える人づくりを進めるとともに、人を育てていくための教育ビジョンの推進にも力を注いでまいります。また、これらの実現を図り、みんなが一致団結して、新しい希望のある尾鷲市に向け力を結集するために、優しくかつ厳しい目を持った女性の皆様や長年培ってきた経験やノウハウをお持ちの高齢者の皆様のお力をおかりすること、(仮称)まちづくり協議会を設置することなど、尾鷲市のまちづくりを市民の皆様とともに作り、ともに進めてまいります。

道の駅につきましては、高速道路の延伸が進み、近い将来には尾鷲北インターチェンジと尾鷲南インターチェンジがつながります。高速道路の延伸にはメリットとして、都市圏からの所要時間の短縮、特産品などの流通が広域に行える、観光交流面での入り込み増加の期待、災害時の救援、輸送等の路線確保、孤立地域の減少、県内高次医療施設への搬送時間の短縮などの効果が挙げられる一方、デメリットとして、ストローク現象による人、物、資源の流出、目的地ではなく通過点になってしまうなどが危惧されていますが、メリット部分の拡大を実現するために、町なかの魅力を高めることをより一層行いながら、情報発信、町なかへの誘客、防災拠点機能の充実などの複合的な役割を持った道の駅の整備を推進し、地域の活性化を図ってまいりたいと思います。

このような考えのもと、本定例会において、議員並びに市民の皆様に変更して国への正式な要望を宣言させていただき、定例会終了後に書面により要望を行う所存であります。

新規採石事業につきましては、1期目から一貫して反対である考えは変わっておりませんので、ここに改めて申し添えさせていただきます。

いずれにいたしましても、尾鷲市を取り巻く社会情勢は大変厳しく、決して容易に進められるものではありませんが、職員ともどもみんなで議論を闘わせ、知恵を出し合いながら切磋琢磨して、できることから一つ一つ行い、誇りあるまち尾鷲に向けて市政を進めてまいり所存であります。

続きまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点について申し上げます。まず、防災対策についてであります。

本年5月24日に、政府の地震調査委員会は、南海トラフで発生する巨大地震の長期予測について、東海地震、東南海・南海地震の3地震を個別に評価する手法を見直しました。3地震を一元的に推計する方針を決め、南海トラフのどこかでマグニチュード8以上の地震が今後30年以内に発生する確率を、60から70%と修正しました。

しかしながら、どのような推計が出されても、自主防災組織等を中心とした住民主導による防災意識の高揚及び持続的な防災活動を目指し、地域に即した防災訓練の実施や避難路整備を進めてまいります。

また、避難用施設の整備計画を早期に策定するなど、災害の被害を最小限に食い止めるためには、これまでどおり切迫感を持って、市民との連携、協力を図りながら、防災対策を着実に進めてまいります。

さらに、エリアワンセグシステムの整備を進め、音声、文字、映像によるわかりやすい情報伝達体制も構築してまいります。

次に、防災訓練についてであります。

本年6月28日に、全国瞬時警報システム、Jアラートを通じた緊急地震速報による全国一斉訓練が行われ、本市においても、市内各所の各地区自主防災会、教育機関、各事業所等で、延べ約4,000名の参加により実施いたしました。

この訓練は、緊急地震速報の音を認識し覚えるとともに、速報を聞いたとき、身を守る適切な行動、姿勢を低くし、頭を守り動かない、シェイクアウト訓練を目的としたものであります。

なお、この訓練にあわせて、独自の防災訓練を自主的に実施された関係団体や

事業所などがありました。このことは、地域の防災意識が着実に高まっていることのあらわれであると思っております。

また、8月25日には、大規模地震、大津波の来襲を想定した市民総ぐるみの総合防災訓練を市内各所で行います。この訓練は、発災時に自分たちの命を守る行動をとること、避難経路や避難場所の再確認をすることなど、防災を日常化することを重点に置き、実施してまいります。

今後とも、地域と連携、協力をしながら、訓練等を通じ、自助、共助、公助の確立に向け、ともに防災対策に取り組んでまいります。

次に、災害時相互応援協定についてであります。

本市に係る大規模災害時の自治体間による相互応援体制につきましては、平成17年5月に奈良県上北山村、平成24年10月に福井県大野市と災害時相互応援協定を締結し、本年5月30日にも、大阪府摂津市と協定調印式をとり行ったところであります。

これに続き、東日本大震災により甚大な被害を受けながらも、釜石の奇跡と言われたように、防災教育の浸透によりほとんどの子供たちが無事であった岩手県釜石市に、実際に経験した教訓を踏まえたアドバイスをいただくことなどを目的に、協定締結に向けて、現在、調整を進めております。これにつきましては、双方の防災アドバイザーである群馬大学大学院の片田教授に仲介いただき、御指導を仰いでおります。

次に、健康づくりについてであります。

最近の全国的な風疹の流行は、県内においても同様で、昨年の風疹患者数は、例年の10倍以上の発症報告が出され、本年の6月30日現在で75名となっており、既に昨年を上回っております。

妊娠初期の女性が風疹に感染すると、胎児に重篤な影響を及ぼす可能性があることから、妊婦や赤ちゃんを守るため、先般三重県では、風疹ワクチンの接種に対し、費用の一部補助を発表しました。

本市では、妊娠を希望する女性、妊婦の夫や子供及び同居家族に対する風疹ワクチンの接種費用を無料とすることにより、予防接種率を向上させ、風疹による赤ちゃんの障害をなくし、未来の赤ちゃんを守っていくものとします。

また、厚生労働省では、昨年5月、次代を担う子供たちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるため、予防接種法の対象ワクチンを一部追加するとともに、対象ワクチンのさらなる拡大を検討しております。

予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されていますが、水痘やおたふくかぜ等の任意予防接種は、費用負担がネックとなり、接種率が上がらない原因となっております。病気を予防する、こうした任意予防接種の無料化が接種率の向上につながり、ひいては子供たちを感染症から守ることになることから、年度内のロタウイルス、水痘、おたふくかぜの予防接種実施について、現在、無料化による費用や対象者数等の算出について、関係機関と協議を進めております。

次に、生活習慣病の予防として、平成22年度にスタートしたココロとカラダの健康増進ウォーキング推進事業につきましては、本年度7コースを設定することにより、市内全域に20コースが設定されることとなります。今後は、この20コースを活用したウォーキングによる健康づくりを推進するとともに、市民が楽しく健康ウォーキングを継続していくために、達成感を実感できる仕組みづくりや仲間づくりを市民やウォーキングサポーターと協働で計画し、健康ウォーキングのまち尾鷲を目指します。

また、高速道路の延伸に伴う関係機関と連携したウォーキングイベントを開催し、集客交流等にもつなげたいと考えております。

次に、保育所整備についてであります。

東海地震、東南海・南海地震による津波被害が危惧される本市において、津波浸水予想区域に立地する保育所の移転整備は最重要課題と認識しており、本年度当初予算に、保育所整備基本計画策定委託料を計上し、現在複数の建設候補地について検討を進めているところであります。一日も早い整備に向けた保育所整備計画を策定してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

国におきましては、全ての子供に良質な生育環境を保障し、子供一人一人を大切に社会の実現を目指す子ども・子育て支援法が成立し、平成27年度より新たな子育て支援の仕組みが始まろうとしています。

子ども・子育て支援法では、全ての自治体に対し、地域の実情に合った子育て支援の指針として、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられており、これは、現在本市が子育て支援の基本としている尾鷲市次世代育成支援行動後期計画にかわるものとして、平成26年度前半の策定完了が目標として掲げられております。

そこで、当事業計画の策定に向け、市民の皆様のニーズを十分に把握するとともに

に、子育て中の方や子育て支援に携わっている方などの御意見をお聞きしながら、取り組みを進めてまいります。また、その関連予算を本定例会の補正予算に計上したところであります。

次に、道の駅の整備につきましては、平成23年12月に尾鷲市道の駅設置検討会議により策定された尾鷲道の駅設置検討計画で、尾鷲南インターチェンジ付近が第1候補地とされ、その後、平成24年12月に尾鷲市道の駅基本計画を策定するなど、検討を続けてまいりました。また、本年1月から2月にかけて、市内15会場にて市政懇談会を開催し、延べ310名の市民の皆様にご参加をいただき、基本計画をもとに道の駅の説明をさせていただきました。

こうした経過を踏まえて、3月29日には、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所を訪問し、尾鷲市として、道の駅の設置に向けた正式な意思表示を行い、現在、要望書を提出するための調整を図っているところであります。

検討を始めた当初は、尾鷲北インターチェンジと尾鷲南インターチェンジ間の、いわゆる熊野尾鷲道路 期線の開通にはまだ時間がかかるものと思っておりましたが、東日本大震災以降、ミッシングリンクの解消の機運が全国的に高まり、平成24年度には両インターチェンジ間の事業化が決定されたことから、近い将来、両インターチェンジ間が高速道路でつながることを前提にした道の駅の整備を検討することが不可欠となりました。

こうしたことから、尾鷲南インターチェンジ付近への道の駅の整備は、本市の食を中心とした魅力を発信し、高速道路利用者、次の利用機会も含めて町なかへの誘因を与えることで、素通りを避けるための重要なポイントとなるものであります。高速道路開通を本市の大きなチャンスにするためにも、尾鷲南インターチェンジ付近への道の駅の整備と食を中心とした町なかの魅力づくりは、重要課題として取り組んでいく必要があります。

また、防災面においても、発災した直後から、全国からの応援物資、資機材、人員の受け入れが可能となること、くしの歯作戦による高速道路を支点とした段階的で迅速な道路修復が可能となること、国においては、サービスエリア、パーキングエリアはもとより、道の駅の防災拠点化も進められていることなど、メリットの大きい不可欠な施設であると考えております。

道の駅の整備につきましては、こうしたことも踏まえて、産業づくりや防災対策など、本市の喫緊の課題に対する優先事業と連動した検討を進め、庁内各課の連携はもとより、関係機関とも一体となり、ともに取り組んでまいります。

次に、食を中心とした取り組みについてであります。

本市では、前総合計画において、海業、山業をキーワードとして、地域資源を活用した集客交流、物産振興を図ってまいりましたが、昨年度を始期とした第6次尾鷲市総合計画におきましては、これまでの方向性を進化させながら、観光や物産のほか、より広い分野での活性化に向けた効果の創出を図ろうとしております。

特に、2期目を担わせていただくこととなった今期は、産業を担う、地域を担う、次代を担う人づくりを具体的に進めていくためにも、その推進エンジンを、前総合計画からの関連も踏まえて食に絞り、地域はもとより、中核的な施設をイメージした食の拠点づくりや、食とそれに関連する人にスポットを当てた食の情報発信、ポータルサイトづくり、学校教育等を中心とした食育の取り組みを進めてまいります。この取り組みを総合的に進めるため、市役所関係各課から成る食のプロジェクトを発足させようとしているところであり、一貫した観点での横断的な仕組みを構築してまいります。

この食のプロジェクトを町なかの魅力づくりと連動させ、また、道の駅での情報発信とも連携した取り組みとして位置づけることで、高速道路の開通というチャンスをまちの活性化につなげ、尾鷲に引きつけるための原動力としてまいります。

次に、集客交流事業についてであります。

本年度には、紀勢自動車道の延伸や伊勢神宮の式年遷宮、来年度には、紀伊山地の霊場と参詣道、いわゆる熊野古道の世界遺産登録10周年を迎えます。観光を取り巻く環境が大きく変化し、本市においては、これらを観光振興の絶好の機会と捉え、広く本市の魅力ある地域資源の情報発信を行い、集客を図るとともに、物産振興にもつながる事業の取り組みを進めております。

具体的には、ハード事業として、夢古道の湯の休憩スペースを増床し、お客様にゆっくりくつろいでいただくことで、本施設の満足度アップを図ってまいります。

また、ソフト事業として、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会など関係団体と連携し、高速道路開通イベント事業を実施してまいります。

内容といたしましては、第1に、市内の事業者に参加をいただき、尾鷲の食や物産をPRするためのロングランキャンペーンとして、スタンプラリーを来年3月まで行います。このスタンプラリーでは、参加事業者の紹介を記載したチラシ

を作成し、各事業者を回って集めたスタンプの数によって尾鷲の特産品が抽せんで当たることとなっております。尾鷲のまちをめぐり、食や物を楽しんでもらえるよう、広く地域内外の皆様に向けて、情報発信を行ってまいります。

第2に、昨年度、町なかを回遊してもらうため、まちの駅ネットワーク尾鷲が、三重県下最大の23駅の参加のもと発足しており、7月27日に予定しているまちの駅のオープンから、高速道路開通に合わせて来年3月までのロングランで、まちの駅への集客イベントを実施してまいりたいと考えております。

第3に、尾鷲の海産物を初めとする魅力的な食をPRするため、現在、全国で町なか振興の有効な手段として200カ所以上で展開されている、ワンフード、ワンドリンクのチケットで飲食店を回遊する仕組みの町なかバルイベントを、昨年より尾鷲商工会議所で実施されているこつまみフェアの拡大版として開催したいと考えております。これらのイベントを通じて、地域内外に尾鷲市の情報を精力的に発信していくことで、町なかへの集客及び回遊を促し、来訪客の滞在時間を長くすることで、地域経済への波及効果につなげてまいります。

また、これまで進めてきた集客交流の取り組みをさらに進展させてまいりたいと考えております。

来訪者からは、旅先で地元の人ともっと話がしたい、尾鷲をもっと深く知りたいといったニーズが多く寄せられております。ふだん、地元にとって何げなく生活に溶け込んでいて、日常の中に当たり前のようにあるものやことが来訪者には興味深く感じてもらえることから、こうした新たな視点と感性による切り口で、尾鷲をもっと深く知ってもらい、楽しんでいただける体験プログラムづくりを進めて、着地型観光に一層取り組んでまいります。

また、昨年、尾鷲観光物産協会が実施した、熊野古道を初め海、山の資源を生かしたモニターツアーが好評を得ていることから、観光内容をさらに検討し、尾鷲セラピストの会など、各種団体と連携しながら、体験型ツアーとして商品化してまいります。

次に、おわせ港まつりは、例年多くの市民や帰省客等を中心に、花火大会などのアトラクションを楽しんでいただいております。先日開催されたおわせ港まつり実行委員会におきまして、ことしも、「我がらの花火、我がらであげよう」をキャッチフレーズとして、8月第1土曜日の3日に開催が決定されております。

イベント内容については、港を舞台に例年行われるカッター大会や魚つかみ大会、また、ステージでは尾鷲節や御当地ソングが披露されるほか、今回は、昨年

まで秋に開催されていた熊野古道まつりが港まつりと同時開催となり、道路やステージを使い、港まつりをにぎやかに盛り上げていただくことになっております。

清掃ボランティアへの参加、また、協賛金のお願いなど、市民の皆様と一体となったイベントとして盛り上げてまいりたいと考えておりますので、この趣旨を御理解いただき、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、商工振興事業についてであります。

まず、尾鷲の特産品を年4回お届けする尾鷲まるごとヤーヤ便は、5年目を迎え、4割を新商品に入れかえるとともに、お申し込みの皆様との新たな交流企画を加え、人気の地域情報紙、尾鷲がんばりよる新聞も発行の上、パワーアップして取り組んでおります。現在、先月までの期間で、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と連携してPRを行い、1,522件のお申し込みをいただいております。尾鷲の味と元気な情報をお届けするべく、7月下旬の第1便出荷に向けて準備しております。

次に、ことしで2年目となる尾鷲ものづくり塾についてであります。

この塾は、特産品開発や既存商品の改良などに意欲的な事業者を対象としたセミナーを行うとともに、専門アドバイザーによる個々の事業や商品づくりに対する相談等も実施することで、新たな特産品の開発につなげてまいりたいと考えております。現在、塾への参加者を募集しており、7月下旬の開講予定で取り組んでおります。

本年4月から、おわせ人づくりの基本となる尾鷲市教育ビジョンの具現化に向け、次のことを重点に取り組んでおります。

郷土愛を育むふるさと教育や、命を大切にす津波・防災教育の充実、学校と地域におけるつながりの再生と世代間交流を促進するふるさと教育支援本部の設立、子供たちの豊かな学びと育ちを保障するために、尾鷲中学校区・輪内中学校区への学びのサポーターの配置と特別な支援、介助を必要とする子供たち、学校への特別支援のサポーターの配置、また、尾鷲小学校をモデル校にした、地域と共創した学校づくりを目指すコミュニティースクールの推進、小中学生、高校生、市民が集い、それぞれの豊かな学びを交流する共育フェスティバルの実施等であります。

さらに、ビジョンの趣旨を徹底するために、校長会や教頭会での学習を行っております。夏休みには、市内の園、学校に勤務する教職員に対する全員学習会を行い、以後、各PTAや地域への啓発活動も実施していく予定であります。学校

と地域が共創して、多様で豊かな教育活動を進めていくことは、学校と地域の活性化を促進し、次代をつくるおわせ人づくりの大きな原動力となります。

生涯学習の分野においては、ふるさと教育、尾鷲学の確立と学びの場づくり、生きがいの向上を重点に取り組んでまいります。本年5月に、広く市民の方々にふるさと尾鷲の自然、歴史、文化、人物、産業の存在をより知っていただくために、尾鷲の指定文化財67件のデータ化を行い、尾鷲市のホームページに掲載したところであります。学びの場づくり、生きがいの向上では、尾鷲の子供は尾鷲で育てるという意識を持って、生涯学習課で実施しているいきいき尾鷲っ子、尾鷲市子供会連合会の活動の中で、老人クラブ、連合婦人会等とタイアップし、世代間交流の場を設けていけるよう取り組みを進めます。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

輪内中学校耐震整備事業につきましては、管理教室及び特別教室を合わせ、鉄筋コンクリートづくり2階建て一部3階建て、延べ床面積約1,600平方メートルの校舎が夏休み中に完成し、2学期から生徒は新校舎へ入り、その後、屋外附帯工事を行い、12月には全ての工事が完了となる予定であります。

また、宮之上小学校につきましては、平成24年度中に基本計画及び実施設計を終え、本年度からの改築工事は、児童、近隣住民の方々の安全を最優先に配慮し、夏休みから工事に着手予定で、平成26年度完成を目指してまいります。

次に、平成25年第1回定例会において附帯決議を付されております尾鷲小学校新校舎の外壁の反り、汚れ等の問題につきましては、客観的かつ公正な第三者の立場からの専門的な意見を求め、適正で効果的な対策の実施に資するため、尾鷲小学校新校舎外壁問題検討委員会を設置いたしました。この委員会は、地元木材関係・建築関係団体などの有識者の協力を得て、委員10名で構成されており、尾鷲の子供たちを育てていく、望ましい学校教育環境の整備、維持管理のあり方について検討していただいております。

平成24年度より、出張所及び公民館をそれぞれ地区センターとコミュニティーセンターに改め、市民に利活用されやすい施設となるよう体制整備を行いました。しかしながら、老朽化が著しい施設があることから、尾鷲市公共施設耐震化計画に基づき、現在、施設整備を進めているところでもあります。

まず、平成25年3月に早田コミュニティーセンターが完成いたしました。引き続き、九鬼地区及び曾根地区においても、地区センターと一体化したコミュニティーセンターの整備に向けて、先月までにそれぞれの地区で住民説明会を行い

ました。九鬼・曾根地区の両施設とも平成26年度中の完成を目指して進めております。これに伴いまして、九鬼中学校の廃校及び飛鳥幼稚園の廃園に係る設置条例の一部改正案を上程させていただいております。

コミュニティーセンターにつきましては、地域のまちづくり活動拠点となるよう支援を続けてまいりたいと考えており、それぞれの地区で創意工夫した活動を行う中で、各地域間の交流も活発になっていくことを期待しております。

次に、清掃工場の施設整備についてであります。

尾鷲市清掃工場では、各施設の点検設備業務を業者に委託し、次年度の補修計画に反映させております。1号、2号焼却炉の空気予熱器につきましては、数年前から補修を指摘されている設備であります。工事費が高額であることから後年度実施としてまいりました。しかし、内部エレメントの亀裂、劣化が著しく進行し、後接の設備にも悪影響が生ずる状況となったため、本年度に補修工事を実施するものであります。

本定例会の補正予算に計上しました尾鷲市清掃工場1号焼却炉燃焼室補修工事は、平成24年度の施設点検において、耐火れんがに浮き上がりが見られるとの報告を受けておりますが、本年度の工事費が多額であることから、次年度に補修工事の実施を計画しておりました。しかし、先月行った清掃工場の施設点検において、1号焼却炉燃焼室の両側壁の耐火れんがが広範囲に浮き上がり、いつ脱落してもおかしくない状態になっていることが確認されました。

燃焼室の耐火れんがの脱落は、焼却炉が使用できなくなるばかりでなく、グレーターバーが損傷する可能性も高く、また、空気予熱器の補修工事にも大きな影響を与えることとなります。このため、燃焼室の耐火物補修工事を早急を実施し、可燃ごみを安定的に処理してまいりたいと考えております。

次に、水道事業についてであります。

平成21年度に策定しました尾鷲市水道事業配水池耐震診断の結果に伴う基本計画書に基づき、平成22年度より進めてまいりました新桂山配水池更新事業につきましては、平成24年度に造成工事を完了させ、去る6月10日に配水池築造工事の契約を締結し、来年4月の運用開始に向け本体工事に着手いたしました。

この施設が完成しますと、現有配水池の1.8倍の貯水能力を有し、安全で安心な水の安定供給はもとより、いつ起きてもおかしくないと言われている東海地震、東南海・南海地震など、大規模災害時における非常用飲料水や重要施設への給水が確保できるものとして、備えを万全にするものであります。

また、本市には老朽化した施設もあり、これら施設の更新及び耐震化を順次計画的に進め、さらなる水の安定供給に努めてまいります。

次に、ふれあいバスの運行についてであります。天満地区や老人クラブ連合会から路線運行の要望があったことにより、昨年来から地元及び関係機関と協議を重ねた結果、本年10月1日からの天満地区のバス運行を予定しております。

天満地区への乗り入れにつきましては、瀬木山を始点としていたふれあいバス、ハラソ線を天満地区始点に変更して、臨港道路から運行しようとするものであります。これにより、天満地区からのバスによる市街地等へのアクセスが可能となり、利便性も高まるものと考えております。また、その関連予算を本定例会の補正予算に計上したところであります。

続きまして、今回提案しております議案第42号「尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」から議案第47号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」までの6議案について御説明いたします。

議案第42号「尾鷲市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、法第37条において準用する法第26条の規定により、本市における新型インフルエンザ等対策本部に関する必要な事項を条例で定めるものであります。

議案第43号「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について」であります。これは、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、引用する条項が改正されたことに伴う条文の整理と別表に定める選挙管理委員会及び議会の要求により出頭した者の宿泊料が4,500円と低額になっていることから、職員の旅費に関する条例に合わせた額1万1,000円に変更しようとするものであります。

議案第44号「尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」につきましては、平成21年4月から休校となっている尾鷲市立九鬼中学校を廃校しようすることから、名称、位置を削るものであります。

議案第45号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」につきましても、平成22年4月から休園となっている尾鷲市立飛鳥幼稚園を廃園しようすることから、名称、位置を削るものであります。

議案第46号「尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」につきましては、給水人口の減少に伴い、条例に定める給水人口を1万7,500人から1万6,500人とし、1日最大給水量においても2万立

方メートルから1万4,500立方メートルにしようとするものであります。

次に、議案第47号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決について」につきまして御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、当初予算の編成を骨格予算としたため、骨格予算で計上しなかった経費の肉づけ及び尾鷲市の清掃工場1号炉側壁及び再燃室補修工事などの追加が主なものでございます。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算(第2号)主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計は2億7,069万9,000円を追加し、予算総額を94億3,227万7,000円とするものであります。

2ページをごらんください。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

13款、国庫支出金512万2,000円の増額は、生活保護システム改修に伴う生活保護適正実施推進事業補助金及び理科教育等設備整備費補助金の追加によるものであります。

14款、県支出金3,040万円の増額は、須賀利漁港における水産基盤ストックマネジメント事業に伴う水産物供給基盤機能保全事業費補助金3,000万円の追加が主なものであります。

15款、財産収入13万8,000円の増額は、須賀利巡航船有限会社出資金精算残余財産収入によるものであります。

16款、寄附金124万9,000円の増額は、ふるさと寄附金として2名の方から、一般寄附金として2名の方から御寄附をいただいたものであります。

17款、繰入金1億9,172万1,000円の増額は、今回の補正財源として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款、諸収入6万9,000円の増額は、須賀利巡航船有限会社須賀利区出資金精算残余財産収入によるものであります。

20款、市債4,200万円の増額は、水産基盤ストックマネジメント事業債3,000万円と都市公園事業債1,200万円の追加によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものにつ

いて、次のページから御説明いたします。

まず、議会費では、議会運営経費として、第二・第三委員会室の赤外線マイクシステム購入費482万1,000円を追加するものであります。

次に、総務費では、企画費の交通体系関係事務経費として、天満地区へのふれあいバス停留所設置に係る道路改良工事請負費275万3,000円、交通安全対策費で、ガードレール設置工事請負費269万8,000円、コミュニティセンター費で、九鬼と曾根のコミュニティセンター設計業務委託料1,173万2,000円及び三木浦コミュニティセンター大会議室空調設備工事請負費325万5,000円の追加が主なものであります。

民生費では、児童福祉総務費で、子ども・子育て支援事業計画策定事業費534万2,000円、生活保護総務費で、生活保護法改正に伴う生活保護システム改修委託料419万円の追加が主なものであります。

衛生費では、保健事業普及費で、高速開通イベント事業として、ココロとカラダの健康増進ウォーキング推進事業として61万5,000円の増額であります。

5ページをごらんください。塵芥処理施設費で、尾鷲市清掃工場1号炉側壁及び再燃室補修工事請負費6,026万9,000円、斎場管理費で、尾鷲市斎場火葬炉補修工事請負費489万7,000円、下水道整備費で、中川・矢ノ浜幹線下水路浚渫工事請負費800万円の追加が主なものであります。

次に、農林水産業費では、漁港管理費で、早田漁港確定測量業務委託料155万8,000円、漁港建設費の水産基盤ストックマネジメント事業として、須賀利漁港機能保全工事請負費6,000万円の追加が主なものであります。

商工費では、観光費の観光振興事業として、三重の観光営業拠点運営協議会負担金120万円、紀勢自動車道開通イベント事業として、237万4,000円の追加が主なものであります。

次に、土木費では、道路維持費として950万円、市道改良事業として2,900万円、河川改良事業として500万円、一般街路整備事業の坂場銀杏町線歩道舗装工事請負費として800万円の増額が主なものであります。

6ページをごらんください。公園費で、北浦児童公園遊具整備工事請負費1,200万円の追加が主なものであります。

消防費では、常備消防費で、尾鷲消防庁舎耐震改修工事に係る三重紀北消防組合負担金649万4,000円の増額であります。

教育費では、事務局費で、ふるさと寄附金としていただいた100万円を活用

する郷土文化推進事業として100万円、県からの委託事業である読書活動推進事業として10万円を追加し、学校管理費で、小学校施設整備事業として施設修繕料200万円の増額、教育振興費で、県からの補助事業であるみえの森っこまなびや活動事業として5万円、県からの委託事業であるコミュニティースクール調査研究事業として25万1,000円を追加し、文化会館費で、ワイヤレスシステム、空調設備修繕料ほか864万1,000円の増額、運動場管理費で、市営グラウンド防砂フェンス設置工事請負費478万円の追加が主なものであります。

以上をもちまして、議案第47号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす11日から16日までを休会とし、17日水曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前10時48分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署名議員

署名議員